

## これだけは知っておきたい！

# 『身近な消費者被害って？』 <講師派遣 申込要領>

消費者被害をくい止めるには、高齢者本人に問題意識を高めていただくとともに、家族やまわりの方々のご協力により、相談機関につないでいただくことが重要です。

日ごろの活動で地域の高齢者と身近な関係にある民生委員・児童委員の皆様にも、消費者被害についてご理解いただき、活動にお役立ていただけるよう、民生委員児童委員協議会が実施する研修や高齢者の方を対象とした行事（昼食会やサロンなど）に講師を派遣する事業を実施します。

- 平成30年度に寄せられた消費者トラブルに関する相談のうち、約45%が60歳以上の方に関する相談。高齢者の消費者被害は近年高止まりの傾向にあります！
- 高齢者の消費者被害は、被害金額の高額化や、「過去に受けた被害を回復させてあげる」などと言われ、二次被害が発生する可能性もあります。
- ➡ 消費者トラブルを防ぐためには、悪質商法の手口を知っておくことが大切です。また、万が一、被害に遭ってしまっても、その後の対処法を知っておくことで、被害を回復できることもあります。
- ➡ 地域や身近な人の消費者被害に気付き、被害の拡大を防ぐことができるかもしれません。

【参加者の感想】 ● 高齢者の消費者被害の現状や、悪質商法の手口、消費者被害防止のために周囲が出来ること等がよくわかった。



(C) YUKI ISHII

- 講義だけでなく、グループワークでは参加者の体験談も沢山聞くことができた。
- 高齢者の見守りのポイントなど、日頃のコミュニケーションの重要性を感じた。
- 悪質商法を未然に防ぐためのポイントが書かれたボードや○×クイズ、紙芝居など、参加者を飽きさせない工夫もあって、参加者・スタッフ共々悪質商法未然防止の意識を深められた。



## 1 講師派遣対象

- (1) 区民生委員児童委員協議会が主催する研修など
- (2) 地区民生委員児童委員協議会が主催する研修など

※ 見守り関係者が集まる会議や地域の高齢者を対象とした昼食会、サロンなどにもご活用いただけます。

## 2 講師及び講座の内容について

講 師	内 容	所要時間の目安
・消費生活相談員 ・消費生活推進員OB ・弁護士 など	事例に基づき、高齢者の消費者被害の現状や悪質商法の手口、消費者被害に遭わないためのポイント、消費者被害に遭ってしまった時の相談窓口などについて紹介します。	30分～90分

※ 所要時間は目安です。ご希望に応じ、講師と調整していただくことができます。

## 3 受付期間

2021年1月8日（金）まで

※ 2021年2月12日（金）までに開催するものを対象とします。

※ 新型コロナウイルス感染の拡大状況等により、講師派遣日程を調整させていただく場合があります。

## 4 申込みについて

### (1) 申込方法

開催日の6週間前までに「民生委員児童委員協議会講師派遣講座依頼書（P4）」を提出してください。

### (2) 申込先

経済局消費経済課消費生活係

FAX：045-664-9533 又は

Eメール：[ke-syohikeizai@city.yokohama.jp](mailto:ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)

※ 提出前に必ずお電話ください（☎045-671-2584）

## 5 経費負担

講師派遣は無料です。ただし、資料の印刷に要するコピー代はご負担ください。

## 6 講師の選定について

依頼書の内容に基づき、経済局消費経済課から講師派遣団体へ連絡をします。講師の決定までは2週間前後、お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

講師が決まりましたら、経済局消費経済課から申込者に連絡をします。

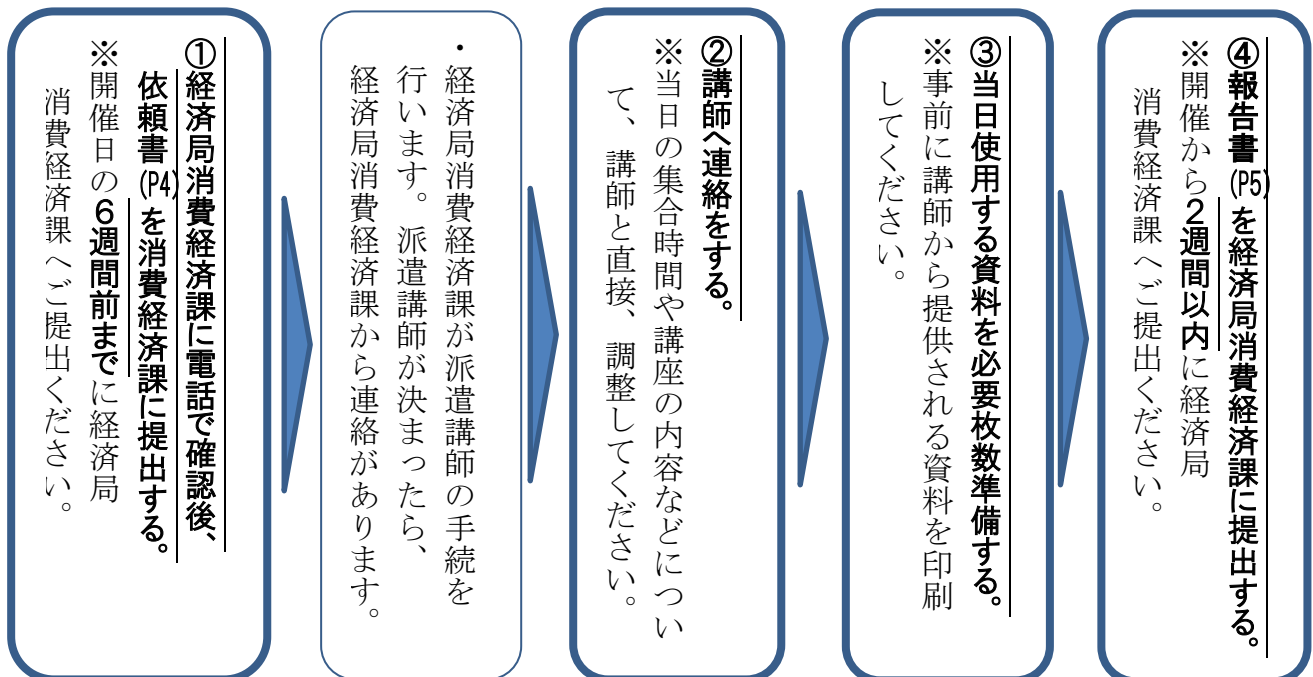
## 7 開催日までの準備について

講師と連絡を取り事前に当日の集合時間、流れ、講座の内容などについて調整していただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 8 講座の報告について

開催後、**2週間以内**に「民生委員児童委員協議会講師派遣講座報告書(P5)」を経済局消費経済課にご提出ください。

## 9 申込から講師派遣までの流れ **申込者にやっていただくことは①～④です。**



## 10 問合せ先

経済局消費経済課消費生活係

電話 045-671-2584

FAX 045-664-9533

Eメール [ke-syohikeizai@city.yokohama.jp](mailto:ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)

民生委員児童委員協議会講師派遣講座依頼書

年 月 日	
_____ 区 _____ 地区民生委員児童委員協議会	
申込者(役職) _____	
住 所(〒 _____ ) _____ 区	
電 話 ( _____ ) FAX ( _____ )	
Eメール ( _____ )	
次のとおり、講師の派遣を依頼します。	
1. 開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 (研修等全体の開催時間)
2. 講演時間 (質疑応答含む)	時 分 ~ 時 分 ( 分間)
3. 場 所	会場名 : ( _____ ) 住所 : (〒 _____ ) _____ 区 会場への行き方 (例 : 最寄駅〇〇 バス停〇〇から徒歩〇分 等) ( _____ )
4. 参加予定人数 (該当するものに☑を してください)	<input type="checkbox"/> : 区民児協 _____人 <input type="checkbox"/> : 地区民児協 _____人 <input type="checkbox"/> : その他 ( _____人 )
5. 希望する講師(職種)	
6. 全体スケジュール	(本講座以外に予定されている内容がありましたら記入してください)
7. その他、質問事項等	
8. 備考(経済局使用欄)	

※ 開催日の6週間前までに経済局消費経済課へご提出ください。

民生委員児童委員協議会講師派遣講座報告書

年 月 日	
_____ 区 _____ 地区民生委員児童委員協議会	
申込者（役職）_____	
電 話（_____） FAX（_____）	
Eメール（_____）	
講師派遣について、次のとおり報告します。	
1. 開催日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分（ 分間）
2. 参加人数 （該当するものに☑を してください。）	<input type="checkbox"/> ：区民児協 _____人 <input type="checkbox"/> ：地区民児協 _____人 <input type="checkbox"/> ：その他（ _____人 ）
3. 講座の内容	
4. 感 想	（今後の参考とするため、参加者の感想などをご記入ください）

※ 開催日から、2週間以内に経済局消費経済課へご提出ください。